

○東京藝術大学における寄附により取得する株式等取扱
要項

〔令和5年4月20日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学寄附金取扱規則第6条第3項の規定に基づき、本学が寄附により株式等を取得する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 本学が寄附により株式等を取得する場合は、東京藝術大学寄附金取扱規則及びその他法令等の規定によるもののほか、この要項に定めるところによる。
- 3 寄附される株式等を東京藝術大学寄附財産基金に組み入れる場合は、前項にかかわらず、東京藝術大学寄附財産基金規則第5条により受入れを決定する。

(定義)

第2条 この要項において「株式等」とは、株式、新株予約権、新株予約権付社債及び投資信託受益権をいう。

(受入れの制限)

第3条 次に掲げる条件の付された株式等の寄附は、受け入れることができないものとする。

- (1) 株式等を売却することで得た収入(以下「売却収入」という。)及び株式等を保有することで生じる収益(以下「配当金等」という。)により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
 - (2) 売却収入及び配当金等による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を無償で寄附者に譲渡し、又は使用させること。
 - (3) 株式等、売却収入及び配当金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
 - (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、株式等の寄附を受け入れることができないものとする。
- (1) 株式等の寄附を受け入れることによって財政負担が伴うとき。
 - (2) 本学が総株式の過半の比率を占めるとき。
 - (3) その他学長が特に大学運営上の支障があると認めたとき。

(寄附株式等の使途)

第4条 寄附株式等の売却収入及び配当金等は、寄附の目的に沿って使用しなければならない。

(寄附株式等の使途の変更)

第5条 学長は、次の各号に該当する場合には、寄附株式等の売却収入及び配当金等を他の使途に使用し、又は、寄附者に返還することができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、寄附株式等の売却収入及び配当金等の残額が一円未満となったものを他の使途の寄附株式等として使用する場合
 - (2) 寄附目的にかかる研究担当職員が退職したため、寄附目的が達成できなくなった場合
 - (3) その他、寄附株式等の売却収入及び配当金等を当該使途に使用することができなくなった場合
- 2 前項第2号又は第3号に該当し、寄附株式等の売却収入及び配当金等を他の使途に使用しようとするときはあらかじめ寄附者の同意を得るものとする。
- (寄附株式等の移動)
- 第6条 寄附株式等を他の機関へ移動する場合は、寄附者の同意を得るものとする。
- (株式等の売却等)
- 第7条 取得した株式等は、速やかに売却するものとする。ただし、寄附者の意思により、本学が株式等を所有することで生じる配当金等を寄附金とすることの条件が附されている場合は売却しないことができるものとする。
- 2 学長は、前項のただし書きにかかわらず、やむを得ない事由により所有の株式等の全部又は一部を売却する場合は、寄附者と合意の上、役員会の議を経て、決定する。
- (共益権の行使)
- 第8条 株式等を保有している間における当該株式等の発行会社に対する共益権は、原則として行使しない。
- (雑則)
- 第9条 この要項に定めるもののほか、寄附により株式等を取得する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月20日から施行する。